

公定価格上の人件費と設備運営基準に基づいて配置した職員数の関係について

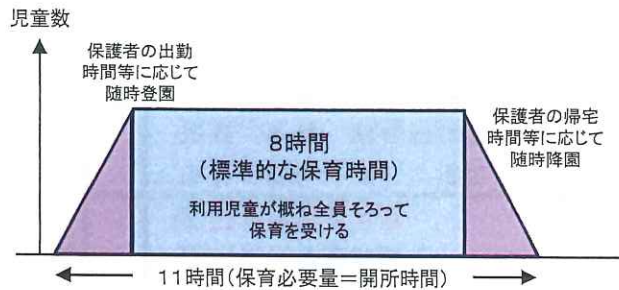
※前提

- ✓ 利用児童89人の園
- ✓ 年齢や標準時間・短時間認定の割合は右表(3府省調べの数値から算出)
- ✓ 利用児童の利用開始・終了時間推移は平成26年の新制度施行検討時のものを活用
- ✓ 地域区分はその他地域
- ✓ 園の開所は週6日・午前8時～午後7時までの11時間開所、保育士は週40時間労働

	標準時間認定	短時間認定	合計
4, 5歳児	30人	4人	34人
3歳児	15人	3人	18人
1, 2歳児	28人	4人	32人
0歳児	5人	0人	5人
合計	78人	11人	89人

設備運営基準上必要とされる保育士

- 上記の園における設備運営基準上必要とされる保育士の数は、中央図①と同様に、9人。9人の保育士で保育する児童に関し、1日における実際の利用イメージは下図。



※平成26年3月28日第14回子ども・子育て会議、第18回子ども・子育て会議基準検討部会 合同会議資料2より
※実際の利用も、このイメージのような形になっている

- ◎ 上図より、1日11時間開所で6日間開所する際に必要となる保育士の労働時間は、
 $(9 \times 8 + 9 \times 3 \times 1/2) \times 6$
= 513時間

公定価格上措置されている保育士

- ① 設備運営基準から計算した必要な保育士数
 4, 5歳児 $34(人) \times 1/30 = 1.1(人)$
 3歳児 $18(人) \times 1/20 = 0.9(人)$
 1, 2歳児 $32(人) \times 1/6 = 5.3(人)$
 0歳児 $5(人) \times 1/3 = 1.6(人)$
 → 合計 9.0人
- ② 休けい保育士 → 1人
- ③ 標準時間認定の児童受入れによる保育士費用の措置
 → 常勤: $1人 \times 78/89 = 0.8人$
 非常勤(3時間/日): $1人 \times 78/89 = 0.8人$
- ④ 業務省力化
 → 保育士の人数に対応 (9+1+0.8)
- ◎ 以上より、公定価格上措置されている保育士でカバーできる1週間あたりの労働時間は、
 $40 \times 10.8 + 6 \times 3 \times 0.8 + 約8 \times 10.8$
= 約530時間
 ※約8・・・保育士1人あたり週約8時間分の業務省力化費を非常勤保育士の労働時間に換算したもの

実際に配置されている保育士

- 「令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査集計結果<速報値>」によれば、保育所における保育士の配置は、
 - ・ 公定価格基準のみの配置状況では、常勤換算(常勤+非常勤)で12.3人であったが、
 - ・ 実際の配置状況は、常勤で14.3人、非常勤で2.4人(合計16.7人)であった(次頁も参照)。

(基本分単価の内訳：保育所（保育認定（2号・3号））)

区分	内容
事務費	(1) 常勤職員給与 ① 本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ② 諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③ 社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2) 非常勤職員雇上費 ① 嘱託医、嘱託歯科医手当 ② 非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） ③ 年休代替要員費 ④ 研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） * 3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

・保育士

(配置基準)

乳児 3 : 1

1、2歳児 6 : 1

3歳児 20 : 1

4歳以上児 30 : 1

* 質の改善事項における配置基準の改善 (15 : 1) については、実施している場合の加算として実施

・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定

・上記の他、休けい保育士を1人加配（定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤）

・また、**保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士（3時間）1人を加配**

・調理員 2人（定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人（うち1人は非常勤））

・事務職員 1人（非常勤）